

会 議 録

会 議 名	平成30年度第1回野田市学校給食運営委員会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 副委員長の選出について 2 平成29年度の食材費の執行状況について 3 給食費の未納状況及び未納に対する対策について 4 地産地消の実績及び今後の見通しについて
日 時	平成30年7月12日(木) 午前11時から午前11時50分まで
場 所	野田市立東部小学校 英語ルーム
出席委員氏名	(委員長) 学校教育部長 長妻美孝 (委員) 阿部美奈子、中山武史、保坂匡美、浅村香澄、戸向さおり、矢口純子、齋藤有希子、早乙女文代、宮木沙和子、坂本博子、高須賀哲子、齋藤彩、真中紡、澤田志保、鈴木恵子、戸塚美沙子、齋藤敦子、小川辰則、植田亜貴子、関根麻紀、伊藤育子、和田順子、田中治子、原奈津子、吉岡正恵、戸邊幸彦、大山美和、山川裕子、新井日出子、木幡いづみ
欠席委員氏名	(委員) 筒井裕子、坂本明子、瀧川雅子
事務局	佐藤裕(教育長)、船橋高志(学校教育課長)、高橋宏之(野田市学校給食センター所長)、大杉美佐絵(学校教育課保健給食係長)、小林真(学校教育課指導主事)、川上翔太郎(学校教育課管理主事)、秋山麻紀(学校教育課主任主事)、塩見花恵(学校教育課主任主事)
傍聴者	無し
<p>議事</p> <p>司会(事務局 学校教育課指導主事) これより平成30年度野田市学校給食運営委員会を開始いたします。始めに、佐藤教育長より挨拶を申し上げます。</p> <p>教育長挨拶</p> <p>司会(事務局 学校教育課指導主事) 続きまして、野田市学校給食運営委員会設置の経緯及び所掌事務について、学校教育課長より説明いたします。</p> <p>事務局(学校教育課長) この学校給食運営委員会は、野田市の条例に基づき設置されています。これは、平成20年度より2年間、前身の学校給食検討委員会が審議し、まとめていただいた「学校給食の在り方に関する意見書」が基となっております。</p> <p>本委員会で取り扱う事務についてですが、「(1) 食材費の執行の確認に関すること」、「(2) 学校給食費の未納に係る対策に関すること」、「(3) 地産地消の推進に関すること」、「(4) 学校給食費の額の改定に関すること」、「(5) その他の学校給食の適切な実</p>	

施に関すること」の五つとなっております。これらを中心に皆様に審議していただきますので、よろしく申し上げます。

司会（事務局 指導主事）

それでは、「6議事」に入りたいと思います。なお、野田市学校給食運営委員会条例第5条第2項に「委員長は、学校教育部長をもって充てる。」とありますので、委員長は、教育委員会長妻美孝学校教育部長となります。そこで、ここからの議事進行につきましては、委員長である長妻学校教育部長に議長をお願いしたいと思います。

議長（学校教育部長）

それでは、始めに、副委員長の選出を行います。野田市学校給食運営委員会条例第5条第3項に「副委員長は、委員の互選により選任する。」とあります。そこで皆様から副委員長を推挙していただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局に一任させていただいてよろしいですか。

委員一同 「はい」

議長（学校教育部長）

事務局お願いします。

事務局（学校教育課長）

それでは、事務局としましては福田第一小学校の戸向さおり様をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。賛成の方は拍手をお願いいたします。

委員一同（拍手）

議長（学校教育部長）

副委員長は福田第一小学校の戸向様をお願いいたします。ここで一言御挨拶を頂きます。

副委員長挨拶

議長（学校教育部長）

ありがとうございました、それでは、議事に入ります。

始めに、協議事項(1)「平成29年度の食材費の執行状況について」事務局より説明をお願いします。

事務局（学校教育課長）

それでは、平成29年度の食材費の執行状況につきまして、説明いたします。

執行状況の前に、学校給食費の概要について説明させていただきます。

平成29年度の給食に掛かった食材費決算額は、約6億7,810万円でした。支出の内訳は、保護者から納入いただいた給食費の約6億5,087万円と、市が立て替えています未納額210万円を合わせたものに、市が補助を行った野田米補助の約2,513万円となります。

この米補助についてですが、平成26年度から、野田産米に2,192万円の定額補助を行っています。

29年度食材費全体予算における野田産米補助は、米の定額補助2,192万円に28年度残額の約105万円と、米単価の値上分を補填するために更に増額補正された約245万円を合わせた350万を加えたため、合計すると補助額が約2,542万円となっています。

29年度食材費の高騰などありましたが、結果として約29万円が余る結果となりました。よって、増額後の総米補助額は、残額29万円を差し引いた約2,513万円が平成29年度野田産米補助総額となります。

この29万円については、30年度の補助額に加えます。よって、米単価の増額分の補填約446万円と合わせて約2,667万円となります。以上のとおり平成29年度も、保護者の皆様から徴収した給食費を適正に執行しました。

次に、平成29年度月別の給食費の執行状況について説明します。

小中学校別に1食当たりの基準単価を小学校253円、中学校304円とし、その基準単価のプラス・マイナス3パーセント以内で執行することとしています。執行状況については教育委員会で毎月確認し、適正な執行となるよう必要に応じて指導しています。

資料の2ページは、平成29年度の学校ごとの執行状況を一覧表にしたものです。割合で三角が数字の前についているものは、基準単価より低いことを表します。また、枠内が着色してある金額は、プラス・マイナス3パーセントを超えて執行した金額となります。

小中学校の年間月別単価平均値が、基準単価の小学校253円に対して253.72円、中学校304円に対して305.31円の近似値であることから、小中学校ともに適正に執行できたと考えます。

議長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

29年度の食材費について、承認いただける場合は拍手をお願いいたします。

委員一同（拍手）

議長（学校教育部長）

ありがとうございます。

続いて協議事項の(2)「給食費の未納状況及び未納に対する対策について」事務局よりお願いします。

事務局（学校教育課長）

これは、給食費未納額の推移を表したものです。平成29年度の未納額と過年度分の未納額を合わせた金額が一番下の数字10,727,753円となります。平成29年度全体の収納率は98.38%で、未納額は約28万円減少しました。

これは、給食費の未納額と収納率の推移を表しています。平成25年から児童手当による徴収が始まったことで未納額は減り、収納率は高くなっています。

次に給食費未納に対する対策ですが、アは学校で取り組んでいる内容です。集金方法を手集金にして、収納率を上げる工夫などが見られます。

イは教育委員会で取り組んでいる内容です。6月30日には、今年度1回目の臨戸徴収を実施しました。卒業生を中心に15件訪問し、そのうち2件から現金を、1件から児童手当申出書の提出を頂きました。今後も粘り強く取り組んでいきたいと思っております。

ウは児童手当からの徴収額の推移を表にまとめたものです。法改正により、平成25年から、3か月以上滞納した給食費に関して、児童手当からの引き落としをお願いしています。

昨年度の徴收件数は18件増の74件でした。児童手当から徴収した金額は158万円でした。平成25年度の徴収金額956,888円から比べると1.5倍の増となります。また、平成25年度の徴收件数25件から比べると徴收件数も3倍近くの増加が見られます。いかに児童手当からの引き落としが滞納金の徴収率に有効であるかがはっきり分かります。

なお、平成30年度は、5月、6月の児童手当からの引き落としとして約78万円が徴収済みとなり、今年度は、更に約31万円が徴収予定となっております。

上の表は給食滞納者の状況についてです。平成29年度末までの過去の滞納分については、123世帯で約862万円の滞納があります。世帯数を単位として滞納額を区分するとこのようになります。

右下の黒く塗り潰された部分が、平成29年度10万円以上の滞納がある悪質滞納者で、25世帯となります。この25世帯の内訳は、下の表のとおりです。過去1年以内に部分払いをした世帯が14世帯、市外在住で法的措置に該当しない世帯が7世帯となります。また、4世帯につきましては、生活保護世帯び準要保護世帯等により支払督促申立ての対象としない世帯となります。よって、平成30年度は、法的措置の対象となる支払督促対象者はおりません。

平成29年度学校給食運営委員会で審議された法的措置の対象3件については、いずれもその後一部納入があり、法的措置に至らなかったことを併せて御報告させていただきます。

議長（学校教育部長）

ありがとうございました。「給食費の未納未納状況及び未納に対する現状の対策について」の説明がありました。ここまでの説明について、何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

御質問等がないようでしたら「給食費の未納状況に対する現状の対策について」、承認いただける場合は拍手をお願いいたします。

委員一同（拍手）

議長（学校教育部長）

ありがとうございます。

それでは、協議事項(2)「未納に対する今後の滞納対策について」事務局よりお願いします。

事務局（学校教育課長）

本日配付させていただきました（別添）今後の滞納対策を御覧ください。

野田市では、平成25年度より「児童手当による野田市滞納給食費徴収実施要領」に基づき『滞納給食費が3か月以上ある者』を対象とし、児童手当からの給食費の徴収を実施してきました。

今後、より保護者が滞納なく、払いやすくするために、児童手当からの徴収対象者を『滞納給食費がある者』へと変更することで、更に改善しようと考えています。

「3か月以上」との文言を取る効果として、保護者においては早い時期から児童手当での支払ができるので、滞納の可能性が減ります。また、学校現場においても、3か月の滞納が生ずるまで待つことがなくなるため、徴収事務の煩雑を防ぐことができます。

あくまでも学校や教育委員会は、滞納者の滞納状況を見極め、保護者への納付相談を実施し、申出書の提出をお願いしていきます。

議長（学校教育部長）

ただ今、事務局より「児童手当からの徴収における対象者の変更について」児童手当からの徴収対象を『滞納給食費が3か月以上ある者』から『滞納給食費がある者』へ変更することについて提案がありました。ここまでの説明について、何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

御質問、御意見等ないようでしたら、児童手当からの徴収対象を『滞納給食費がある者』へと変更する提案について御承認いただける方は拍手をお願いします。

委員一同（拍手）

議長（学校教育部長）

ありがとうございます。

それでは、児童手当による徴収を『滞納給食費が3か月以上ある者』から『滞納給食費がある者』へと変更させていただきます。

引き続き、協議事項(2)「イ 学校給食費の督促方法の見直しについて」事務局よりお願いします。

事務局（学校教育課長）

次に、イ 学校給食費の督促方法の見直しについてです。

野田市では、悪質な滞納者に対して法的措置を念頭に入れた徴収事務を行っています。今年度法的措置対象者はおりませんが、現実には少しの分納で法的措置が回避されている家庭もあり、教育委員会の職員のみでは、なかなか徴収が進まない状況があります。そこで、法律の専門家による丁寧な納付交渉を進めることで、徴収事務が円滑に進むのではと考え、一部の悪質滞納者への督促を法律事務所へ委託することを検討していただきたいと思えます。

法律事務所へ委託する効果として、法律に基づいた丁寧な交渉により、納付に結び付けることができるのではと考えています。留意事項としては、民間へ委託することで個人情報漏えいはないかといったことが考えられます。委員会としては、法律事務所との委託契約に際しては、野田市個人情報保護条例に基づいた内容で行いたいと考えています。

また、督促に関して、強引な取立てがあるのではないかと考えたことも考えられます。今までも学校や教育委員会が督促を行う際、債務者の資力を踏まえ、配慮して行ってきました。法律事務所へ委託する場合も、同じように債務者の立場に配慮した丁寧な対応を行うようにします。書面督促文書や電話督促の内容についても、法律事務所と事前によく協議し、精神的な不安をおおることがないように進めたいと考えています。

また、子供に何らかの影響があるのではないかと考えたことも考えられます。督促の際と同様に、高圧的で執拗な取立てや、近所の目を心配するような事態が起こることのないよう配慮して進めたいと考えています。

あくまで依頼者・債務者両方の立場に立った対応を丁寧に行うように進めたいと考えています。

議長（学校教育部長）

ただ今事務局より「学校給食の督促方法の見直しについて」悪質な滞納者への督促について、一部を法律事務所へ委託することの提案がありましたが、様々な留意点もありました。実施するか否かについては、委員の皆様の忌憚ない御意見を頂きながら、慎重に進めてまいりたいと考えています。皆様から、何か質問御意見ありましたらお願いします。

戸邊委員

今、法律事務所へ委託するとの話がありましたが、その費用はいくらぐらい掛かるのか。また、その費用はどこが支出するのか教えていただきたい。

事務局（学校教育課長）

費用については、まだ契約していないので未定ですが、今考えているのは、成功報酬という形を想定しています。徴収で得た金額の何パーセントかを報酬として支払う形を予定しております。

戸邊委員

分かりました、ありがとうございます。

中山委員

成功報酬はどこから支払われるのですか。

事務局（学校教育課長）

基本的には、徴収できた金額を野田市に入れていただき、その後、徴収金額に応じて野田市から決められたパーセントの報酬を支払うという形になると考えています。

中山委員

支払の際、どの予算項目から支払われるのですか。

事務局（学校教育課長）

まだ、皆さんの了解を得ていないので、予算立てできていないのですが、了承をいただければ、具体的に予算を計画していきたいと考えております。

中山委員

分かりました。

戸邊委員

今のに質問で、徴収した金額の中から支払われるということですか。

事務局（学校教育課長）

徴収した金額から払ってしまいますと、徴収金額が減ってしまうので、徴収した金額は、市に入れていただき、それに依って野田市から報酬として支出するよう考えています。

戸邊委員

はい。

議長（学校教育部長）

ほかはいかがでしょうか。

皆様には不安に思っていることをご意見として頂き、事務局も法律事務所等と保護者の皆様を感じている不安や疑問を丁寧に解決して、修正しながら進めていきたいと思いますので、是非御意見をください。

吉岡委員

先ほど、野田市に住民登録がない場合と所在不明の世帯がありましたが、そういう方の徴収は対象ではないでしょうか。

事務局（学校教育課長）

それにつきましては、法律事務所の方で追跡できる可能性もありますので、それも含めて今後相談、検討していきたいと思います。

吉岡委員

ありがとうございます。

議長(学校教育部長)

基本的には徴収率を上げたいというのが一番の狙いなので、法律事務所の方で対応が可能であればお願いできればと思います。

ほかはいかがでしょうか。

田中委員

児童手当から全員給食費を徴収する事はできないのでしょうか。

事務局（学校教育課長）

児童手当からの徴収はあくまでも申出によってとなっていますので、強制はできないのです。滞納がある場合は児童手当での徴収ができますよと案内して対応できますが、あらかじめ児童手当から引くことはできません。

議長(学校教育部長)

今回、皆様は学校の代表として来ていただいているので、学校へ持ち帰っていただいて、不安な点がありましたら、学校教育課に御意見を頂ければと思います。

この後、承認いただけた場合も、皆様の意見を踏まえ法律事務所と相談して進めていきたいと考えています。

御質問、御意見等ないようでしたら、学校給食費の督促方法について、悪質な滞納者の一部を法律事務所へ委託する提案について承認いただける方は、拍手をお願いいたします。

委員一同（拍手）

議長（学校教育部長）

ありがとうございました。それでは、学校給食費の督促方法について、悪質な滞納者の一部法律事務所へ委託する方法を進めさせていただきます。

次に、報告事項の(3)「地産地消の実績及び今後の見通しについて」事務局よりお願いいたします。

事務局（学校教育課長）

資料の6ページを御覧ください。

野田市では、黒酢を使って生産した特別栽培米の「黒酢米」及び有機肥料・減農薬で生産した「江川米」を購入し、安全安心な米飯給食を実施しております。今年度は「玄米黒酢農法米」を発芽玄米に加工し、月に2回以上学校給食で提供しております。

また、昨年度の給食運営員会で頂いた御意見に、「野田市の「黒酢米」について市民への認知度が低いので、教育委員会と野田市の農政課等がタイアップして市民へ広げていただきたい。」とありました。それを受けまして、各学校で行われたP T A給食試食会では、農政課とタイアップして「野田産米 ×クイズ」と称して黒酢米についてのクイズ

を実施し、クイズの結果、上位入賞者には、黒酢米を商品として配付するなど、参加した保護者からは「黒酢米を知る良い機会となった。」との声を頂きました。今年度も実施してまいります。

(2)の地元農家から学校給食への野菜の供給給食については、学校や地域の実態に応じて、地元産の野菜の活用を進めているところです。産直農家の方には、農家登録をお願いし、薬剤防除実績の報告も頂いております。平成28年度、29年度の年間購入量については、表のとおりです。

平成29年度は、新たに2件の農家の方が、南部小、七光台小、川間小、川間中に納品を開始し、野田産のプロッコリー等も使用できるようになりました。

しかしながら、昨年度は夏の台風や大雨による被害で長ネギ、にんじん等が被害を受け、納品できなくなった事により、全体的には使用量が大幅に減ってしまいました。

また、食育の観点から、29年度は初の試みとして、6月19日の食育の日に、市内の全ての小中学校で産直農家に依頼し、野田産のナスと枝豆、黒酢米の発芽玄米を使った給食を実施しました。11月の「ちばの食育月間」では、11月24日に「～見つけるのだ！食べるのだ！～の恵みを味わう食育の日」として、市内の全ての小中学校で産直農家にも協力を依頼し、野田産のほうれん草や長ネギのほか、黒酢米、黒酢米の発芽玄米、白菜、キャベツ、さくらポーク、鶏卵、もろみ等野田市の食材を取り入れた給食を実施しました。献立にも工夫を凝らし、市内の児童生徒ら1万2千人が野田の食材を味わいました。地元食材に対する児童生徒の理解や関心が高まりました。11月24日の取組については、12月12日付け野田市報にも紹介され、広く野田食材や食育についてアピールすることができました。

本日の給食でも、野田産の枝豆や黒酢米の発芽玄米が提供されます。給食に出る枝豆は、東部小学校の3年生が畑で収穫した枝豆を鞘から取り出したものです。

このように、地元野菜を活用した給食を推進していく上で、委員会としましては、市内全体に産直野菜をバランスよく供給できる仕組みを検討していきたいと考えています。また、農政課等と連携して、地産地消や食育の充実を図ってまいります。

議長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

御質問御意見等ないようでしたら、「地産地消の実績と今後の見通しについて」承認いただける場合は拍手をお願いします。

委員一同（拍手）

議長（学校教育部長）

ありがとうございます。

続きまして、(4)「その他」について事務局よりお願いいたします。

事務局（学校教育課長）

(1)のセンター給食の食材補助についてですが、平成30年度からセンター給食のパンの包装代分を補助することになりました。センター給食では、パンを小菅パンより各学校へ直接配送するため、個包装されています。1人年間で574円の補助となります。

続いて、(2) の学校給食放射能検査についてですが、平成 3 0 年度より、これまでの食材検査の結果から給食の安全が担保されていることや、検査費用及び検査業務の負担軽減を図るため、食材検査は次の . . . の検査内容で月に 1 回行っています。 は市場に流通していない地場産食材で、学校給食農家登録をしている食材 2 2 種類についてです。 は原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等のある食材で、使用する可能性がある食材 1 8 種類についてです。 は学校菜園等で収穫した食材で、臨時的に対応しております。詳しい食材については、資料を御覧ください。

また、検査の結果については、いずれも市のホームページに掲載しておりますので、御覧ください。

最後に、(3) の北部小、七光台小の親子方式についてです。平成 2 3 年度より北部小の児童数が急激に増えたため北部小学校の給食室では対応できなくなってしまったため、北部小の給食の一部を七光台小で調理し、北部小に配する親子方式を実施しています。平成 3 0 年度は、3 年生 3 学級分について実施しております。

配送時間については、予定の 2 0 分以内に配送できており、保温性の高い容器の使用もあり、温かい状態でできております。今後も安全で安心な給食の提供に努力していきます。

議長（学校教育部長）

ありがとうございます。その他全体を通じて何か意見等、何かありますか。

以上をもちまして、議事に関しては終了いたします。この後の進行については司会にお返しします。

司会（事務局 学校教育課指導主事）

本日は、野田市学校給食運営委員会への参加ありがとうございました。委員の皆様から頂いた貴重な御意見は、今後に生かしてまいりたいと思います。また、今回の内容については、各学校への情報提供をお願いいたします。

以上で野田市学校給食運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。